令和6年3月28日招集

3月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度3月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和6年3月28日(木) 午後3時30分から午後4時11分
- 2 開催場所 新潟東映ホテル1階白鳥の間
- 3 出席委員 (34人)

農業委員

12010					
1番	首藤正男	2番	田村良雄	3番	若林清廣
4番	虎澤栄三			6番	山岸信一
7番	成田誠一	8番	平野榮治	9番	阿部信行
10番	佐藤英一	11番	髙橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
19番	江端美春			21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩
農地利用量	最適化推進委	員			
1番	本田敏明	2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
4番	別所正幸	5番	長井範親	6番	笠原綱生
7番	帶瀬和幸	8番	田中隆市	9番	髙井利明

10番 原田秀一 11番 堀内多計司 12番 武田要一郎

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議事
 - 議案第68号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
 - 議案第69号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
 - 議案第70号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について
 - 議案第71号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第72号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について
 - 議案第73号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて
 - 議案第77号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
- 第4 その他
- 第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦 南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆 西蒲区事務所長 佐々木徹 管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏 管理係主査 武田勇

7. 会議の概要

小沢次長補佐 開始時刻

15:30

ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度3月定例総会を開会 いたします。

5番 田中さとみ委員、20番 小林喜一郎委員より欠席の旨通 告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条 に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しておりま す。

それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務める こととなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いし ます。

議 長(会長)

【あいさつ】

これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

(異議なし)

議 長(会長)

皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は2番 田村 良雄委員、3番 若林清廣委員にお願いいたします。

それでは、日程3の議案に移ります。議事の都合上、

追加議案第77号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、

議案第68号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、

議案第69号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、

の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただき ます。

事務局より説明をお願いします。

農地係長

はい。議長。農地係の早川でございます。 それでは、私から着席のままご説明申し上げます。 定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区 別審議件数をご覧ください。

議案第77号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、 北区で5件、中央地区で5件、秋葉区で4件、南区で2件、西区で 3件、西蒲区で7件の計26件です。

次に議案第68号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、 中央地区で1件、南区で1件、西蒲区で1件の計3件です。

次に議案第69号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、 中央地区で5件、秋葉区で1件、南区で1件、西区で1件、西蒲区 で2件の計10件です。

次に議案第70号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、 北区で1件、西蒲区で1件の計2件です。

以上、農地法関連議案件数の合計は41件となり、すべての案件が、区部会に

付されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長(会長)

ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。

北区部会長

北区部会長の本田でございます。

それではご報告させていただきます。

北区部会の審査案件の6件は、去る3月26日に審査を行いました。

最初に、議案第77号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書2ページ、3ページをご覧ください。

「北1号」「北5号」は売買によって、「北4号」は贈与によって 農地を取得するものです。

いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。 「北2号」、「北3号」は農業者年金の受給のため、後継者に使用 貸借権を再設定するものです。

次に、議案第70号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。

議案書20ページをご覧ください。

「北1号」は、平成30年4月総会にて、県発注の福島潟放水 路水門工事における現場事務所及び露天駐車場として一時転用の 許可がされたものです。

その後、工事期間の延長により、令和6年4月30日までだった一時転用期間を、令和7年4月30まで延長するものです。

以上、農地法第3条許可申請5件、事業計画変更承認申請1件についていずれも問題ないと判断しました。

北区部会の報告は以上です。

議 長(会長)

ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。

中央地区部会長

中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。

中央地区部会の審査案件の11件は、去る3月26日に審査を行いました。

まず、議案第77号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書4ページから5ページをご覧ください。

「中1号」は、自宅となりの畑を利用し、自家消費用の野菜を栽培するため、売買により所有権を移転するものです。

「中2号」、「中4号」は、贈与により、「中5号」は、売買により、いずれも、譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。

「中3号」は、同一経営体内での贈与による所有権移転です。 続きまして、議案第68号農地法第4条許可申請についてです。 11ページをご覧ください。

「中1号」は、住宅通路敷地に転用するものです。

農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。

続きまして、議案第69号農地法第5条許可申請についてです。 14ページ、15ページをご覧ください。

「中1号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。

転用者は、現在共同住宅に住んでいますが、将来を考え、実家近 くに居住するため申請にいたりました。

農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可で

きるものです。

「中2号」は、売買により、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。

転用者は不動産業を営んでおり、需要が見込めるこの地域で宅地 分譲を計画し、特定建築条件付売買予定地とするため申請にいたり ました。

農地区分は、第3種農地です。

「中3号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。

転用者は、現在共同住宅に住んでいますが、将来設計を考え、申 請にいたりました。

農地区分は、第3種農地です。

「中4号」は、売買により、露天駐車場敷地に転用するものです。 転用者は事業の拡大に伴い、既存敷地が手狭になったため申請に いたりました。

農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可で きるものです。

「中5号」は、売買により、露天駐車場敷地に転用するものです。 転用者は既存の共同住宅の駐車場敷地が手狭になったため申請 にいたりました。

農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可で きるものです。

「中1号」から「中5号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。

以上、農地法第3条許可申請5件、第4条許可申請1件、第5条 許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。

中央地区部会の報告は以上です。

議 長(会長)

ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。

秋葉区部会長

秋葉区部会長の長井でございます。

それではご報告させていただきます。

秋葉区部会は議案記載の5件を、26日に審査いたしました。 議案第77号農地法第3条許可申請に関する意見決定について です。

議案書6ページをご覧ください。

「秋1号」は現耕作者に対する売買です。

「秋2号」は不在地主からの申し出による売買です。

「秋3号」及び「秋4号」は市街化農地の転用に伴う残地を、隣接地権者と農家資格を持つ転用者母がそれぞれ買い取ったものです。

続いて議案第69号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。

議案書16ページをご覧ください。

「秋1号」は集落内の3種農地に個人住宅建設を目的としで申請 したもので、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画と なっております。

以上3件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。 秋葉区部会の報告は、以上です。

議 長(会長)

ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。

南区部会長

南区部会長の帶瀬でございます。

それでは、ご報告させていただきます。

南区部会の審査案件は4件で、去る3月26日に審査を行いました。

まず、議案第77号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書の7ページをご覧ください。

「南1号」は、譲受人が自宅となりの畑を利用し、自家消費用の 野菜を栽培するため、農地を売買により所有権を取得するもので す。

次の「南2号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を 贈与により所有権を取得するものです。

次に、議案第68号 農地法第4条許可申請についてです。 議案書の12ページをご覧ください。

「南1号」は、現在の農舎が手狭になり隣地へ新築するため申請 しました。申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不 許可の例外規定に該当し許可できるものです。

次に、議案第69号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書の17ページをご覧ください。

「南1号」は、農地を贈与により所有権を移転し、露天駐車場敷

地に転用するものです。

転用者は、隣地でお寺を営んでいますが、お墓参りの人たちの駐車場が不足しているため申請しました。

申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例 外規定に該当し許可できるものです。

なお、4条許可申請1件、5条許可申請1件は周辺農地への被害 防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。

以上、農地法第3条許可申請2件、農地法第4条許可申請1件、 農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しま した。

南区部会の報告は、以上です。

議 長(会長)

ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。

西区部会長

西区部会長の髙井でございます。

3月26日に開催した西区部会での審査報告をいたします。 議案書の8ページをご覧ください。

議案第77号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。

「西1号及び2号」は、農地を売買によって取得するものです。 譲渡人の要望や譲受人の規模拡大のため、それぞれ所有権を移転 するものです。

「西3号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権設 定するものです。

以上、農地法第3条許可申請3件については、いずれも問題ない と判断しました。

議案書の18ページをご覧ください。

議案第69号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。

「西1号」は、露天駐車場及び資材置場敷地に転用するものです。 既存の敷地が手ぜまであることから、申請に至りました。

排水計画も整っており、周辺農地に影響はありません。

以上、農地法第5条許可申請1件については、問題ないと判断しました。

報告は以上です。

議 長(会長)

ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。

西蒲区部会長

西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただ きます。

西蒲区部会の審査案件の11件は、去る3月26日に審査を行いま した。

まず、議案第77号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書9ページをご覧ください。

「蒲 1 号」、「蒲 2 号」は、農業者年金の受給のため、後継者に 使用貸借権を設定するものです。

「蒲 3 号」から「蒲 7 号」までは、農地を売買又は贈与によって取得するものです。

譲渡人の要望や譲受人の規模拡大のため、それぞれ所有権を移転するものです。

次に、議案第68号 農地法第4条許可申請についてです。 議案書13ページをご覧ください。

「蒲 1号」は、農業用施設建築敷地に転用するものです。

転用者は、現状の農舎では処理不足となり、新たに乾燥調製施設 を建築するため、申請にいたりました。

農地区分は、農用地区域内農地に分類されますが、不許可の例外 規定に該当し許可できるものです。

次に、議案第69号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書19ページをご覧ください。

「蒲 1号」は、贈与により、露天駐車場敷地に転用するものです。

転用者は、申請地のすぐとなりで現在生活しており、家族及び来 客用の駐車場が足りないことから、申請に至りました。

農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に 該当し許可できるものです。

「蒲 2 号」は、売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在共同住宅に住んでいますが、将来設計を考え、申 請にいたりました。

農地区分は、第3種農地です。

「蒲 1号」、「蒲 2号」いずれも、排水計画も整っており、周辺農地には影響のない計画となっております。

次に、議案第70号 事業計画変更承認申請についてです。 議案書21ページをご覧ください。

「蒲 1号」は、当初計画者が、平成2年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施には至りませんでした。この度、承継者が個人住宅を建築するにあたり、申請地が計画上必要となるため申請にいたりました。

以上、農地法第3条許可申請7件、第4条許可申請1件、第5条 許可申請2件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題 ないと判断しました。

西蒲区部会の報告は、以上です。

議 長(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の 報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(会長)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。

議案書2ページ 追加議案第77号 農地法第3条許可申請に 関する意見決定について、審議いたします。

許可相当と決定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

議 長(会長)

皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から 市長へ回答をお願いします。

次に、議案書11ページ、議案第68号 農地法第4条許可申請 に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定すること にご異議はありませんか。

(異議なし)

議 長(会長)

皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、 3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問 は不要であることから、許可処分を行います。

次に、議案書14ページ、議案第69号 農地法第5条許可申請

に関する処分決定について、審議に入ります。

許可と決定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

議 長(会長)

皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、 3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問 は不要であることから、許可処分を行います。

次に、議案書20ページ、議案第70号 事業計画変更承認申請 に関する処分決定について、審議に入ります。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

議 長(会長)

皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたしま す。

次に、別冊1の議案第71号新潟市農用地利用集積計画の決定について、

別冊2の議案第72号新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に 関する意見決定について、

議案第73号新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、 一括して、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

農政振興係長

農政振興係の和田です。議案第71号 新潟市農用地利用集 積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただ きます。

お手元の資料別冊1をご覧ください。

初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。 資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和6年3月の 利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区30件、中央地区13件、秋葉区7件、南区17件、西区21件、西蒲区32件、合計で件数120件、面積635,480㎡です。

次に、所有権移転の売買について、北区3件、秋葉区2件、南区5件、西区2件、西蒲区11件、合計で件数23件、面積83,605㎡です。

次に、所有権移転の交換について、北区2件、中央地区2件、西蒲 区2件、合計で件数6件、面積9,468㎡です。

詳細につきましては、議案書の4ページ以降となります。

新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから40ページのとおりです。

次に、利用権の移転については41ページから51ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。52ページ、令和6年3月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区12件、中央地区96件、秋葉区162件、南区40件、西区88件、西蒲区114件、合計で件数512件、面積2、928、547㎡です。

詳細につきましては55ページから159ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各 案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効 率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、160ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年4月11日からとなります。

引き続き、議案第72号 新潟市農用地利用集積等促進計画 (案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページから26ページのとおり、中央地区48件、秋葉区12件、南区17件、西蒲区42件について、移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を 聴くことが適当であるとされているため、市から3月13日付で 意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、27ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県 の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年5月31日 からとなります。

引き続き、議案第73号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、説明させていただきます。

A4横の1枚ものの資料をご覧ください。

取消案件につきましては、令和5年度1月定例総会においてご 承認いただきました、議案第57号、利用権設定、北区、11号 及び中央、36号・43号です。

取消理由は、申出後に譲り渡し人が死亡していたことが判明、 また、定例総会後に譲渡人が死亡し、それぞれ新潟市農用地利用 集積計画の取消申請書が提出されたためです。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願いします。

議 長(会長) ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(会長) 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。

委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いたします。

議 長(会長) それでは、別冊1の議案第71号新潟市農用地利用集積計画の決 定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議 はありませんか。

(異議なし)

長(会長)

議

議 長(会長) 皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた します。関係の委員から入室していただいてください。

> 次に、別冊2の議案第72号新潟市農用地利用集積等促進計画 (案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり 承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

議 長(会長)

皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた します。

次に、議案第73号新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

議 長(会長)

皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた します。

以上で議事として提案した案件について終了しましたが、日程4 その他として、委員の皆さんから何かありませんか。

(発言なし)

議 長(会長)

なければ、事務局から何かありませんか。

(なし)

議 長(会長)

終了時間

16:11

他にないようですので、以上で3月定例総会を閉会いたします。

議事録に相違ないことを認める。
議 長
署名委員
署名委員